

伊豆市住宅用再生エネルギー機器
設置費補助金のご案内

伊豆市



伊豆市住宅用再生エネルギー機器設置費補助金について

伊豆市では、地球環境の保全を図るために、再生エネルギー機器を設置する方に補助金の交付を行います。

補助対象者

- ① 自ら居住し、又は居住する予定の市内の住宅(賃貸借住宅等を除く)に補助対象機器を設置しようとする方(補助対象機器が設置されている新築の住宅を購入する方を含む)。
- ② 市町村税を滞納していない方。

補助対象機器

●蓄電池システム

- ① 設置する蓄電池システムの容量は1 kWh以上であること。
 - ② 蓄電池システムを設置しようとする住宅に最大出力1 kW以上50 kW未満の太陽光発電システムが設置されていること又は同時に設置すること。
- 太陽光発電システム+HEMS（※蓄電池システムと同時設置の場合のみ）
- ① 太陽光発電システムは発電した電力の一部又は全部を設置した住宅で使用すること。
 - ② HEMSはISO規格として国際標準化されたECHONET Lite規格を標準インターフェイスとしていること。
 - ③ 設置する住宅居住者が使用する電気使用量の計測および蓄積した情報を通信端末機器等で表示すること。
 - ④ 蓄電池システムと同時設置すること。
 - ⑤ 最大出力1 kW以上50 kW未満の太陽光発電システムであること。

補助金額

- 蓄電池システムは、一律50,000円とする。
- 太陽光発電システム+HEMSは、蓄電池システムに追加補助とし一律50,000円とする。

申請方法

補助対象機器の設置工事前に以下の書類をそろえて、市役所環境衛生課までご持参ください。

- 1 伊豆市住宅用再生エネルギー機器設置費補助金交付申請書
- 2 補助対象機器の見積書及びその内訳書の写し
- 3 補助対象機器の形状、規格等の資料（カタログ等）
- 4 設置場所の設置前の写真
- 5 世帯全員の市税等に係る同意書【市内に住所がある方のみ】
- 6 市町村税の納税証明書又は非課税証明書及び上下水道料の完納証明書
- 7 設置する住宅への案内図
- 8 その他市長が必要と認める書類(必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

※5. 6については片方のみの提出です。

補助金の交付決定

補助金の交付申請があった場合、市がその内容を審査し、適当であると認めた時は補助金等交付決定通知書を送付します。

※着工は、必ずこの通知の後にしてください。

完了報告

補助対象機器の設置が完了した日から30 日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに以下の書類をそろえて、市役所環境衛生課・各支所までご持参ください。

- 1 補助事業完了報告書
- 2 補助対象機器の設置費に係る領収書及びその内訳書の写し
- 3 設置完了後の写真
- 4 製造番号が分かる保証書等の写し
- 5 設置した機器の配置図
- 6 世帯員全員の住民票（続柄記載のあるもの。申請時に同意書の提出がない場合に限る。）
- 7 その他市長が必要と認める書類(必要に応じて提出をお願いすることがあります。)

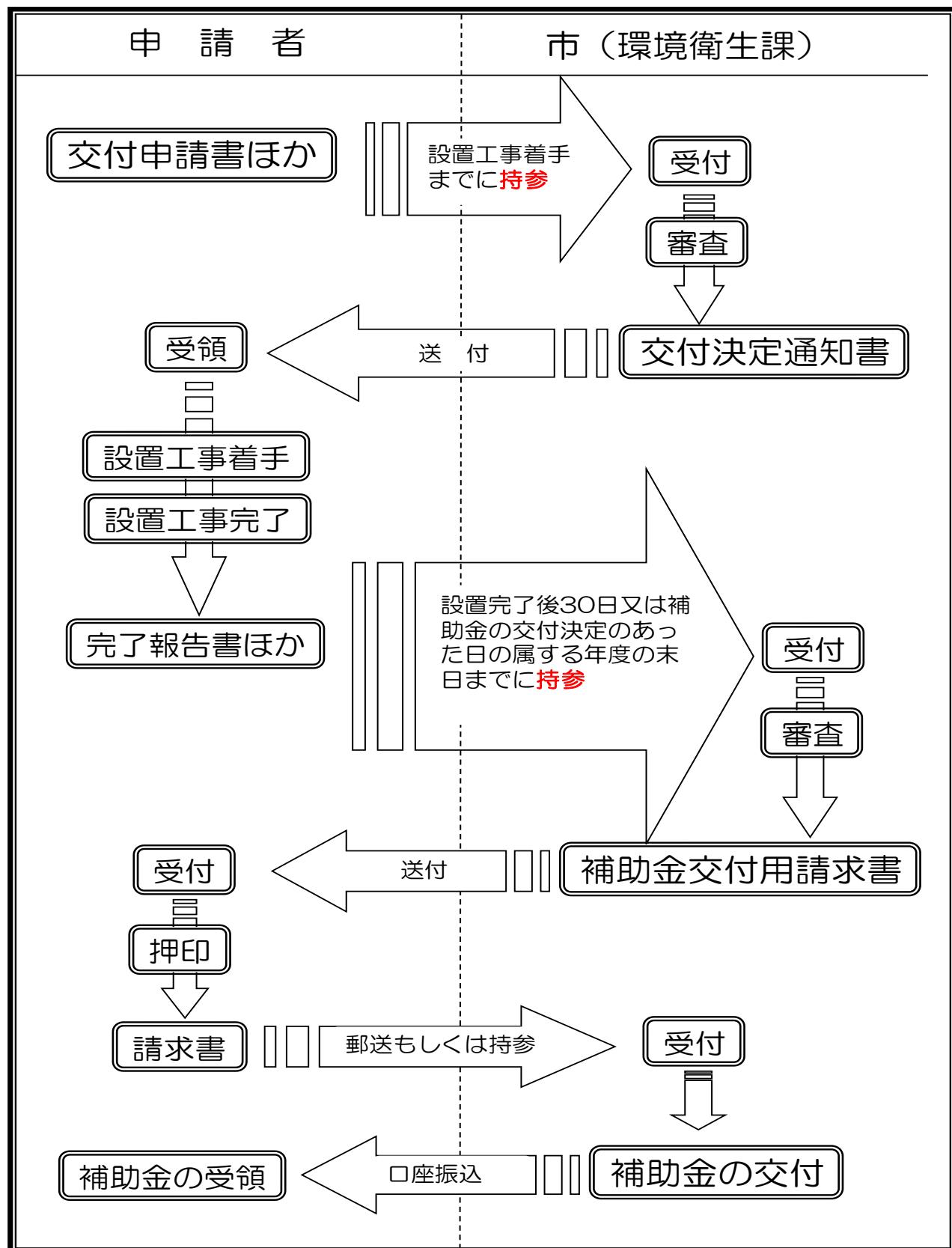
補助金の請求

補助金の実績報告があった場合、市がその内容を審査し、適当であると認めた時は補助金交付用の請求書を送付しますので、請求書へ捺印して市役所環境衛生課へ提出してください。請求書が提出された後、市は補助金を交付します。

その他

申請及び実績報告の際に現地確認に伺います。
書類の提出は持参のみとし、郵送での申請等は受け付けません。

伊豆市住宅用再生エネルギー機器
設置費補助金申請手続きの流れ



問い合わせ ☎410-2413

伊豆市小立野38-2

伊豆市役所 市民部 環境衛生課

TEL 0558-72-9857 FAX 0558-72-9899